

姫 監 公 表 第 5 号

令和 4年 3月 28日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（前期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 4 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 5 市民局（後期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書

令和3年度 政策局定期監査（行政監査を含む。）及び関係出資団体監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

政策局

企画政策室

高等教育室

地方創生室

危機管理室

イ 出資団体監査

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(イ) 姫路ウォーターフロント株式会社

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 出資団体監査

監査は、事業が出資の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年10月18日から同年12月23日まで

イ 出資団体監査

監査事務局及び現地

令和3年11月8日から同年12月23日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 出資団体監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 姫路ウォーターフロント株式会社

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

3 意見

(1) 定期監査

姫路市まちづくり振興機構に対する短期貸付金について、これまで適宜見直しを行い、減額をされているところではありますが、総務省策定の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」において、「地方公共団体が第三セクター等に対して短期貸付けを反復かつ継続的に実施することは、本来は長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきであって制度の趣旨を逸脱しており、他の方策による公的支援に移行することが必要である。」とされていることから速やかに見直しを行うことが必要と考えます。

(2) 出資団体監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

姫路市まちづくり振興機構においては、債務超過の状態が続いている姫路ウォーターフロント株式会社に対し、継続的に短期貸付けを行っており、財政リスクを負っている状況であるため、実態に即して長期貸付けによる対応を検討するほか、姫路市及び姫路ウォーターフロント株式会社と協議の上、年次計画を策定し、姫路ウォーターフロント株式会社の債務超過解消に向けた具体的な対策を実施するよう要望します。

イ 姫路ウォーターフロント株式会社

姫路ウォーターフロント株式会社については、令和2年度（第32期）決算報告書では単年度黒字になっているものの、多額の累積欠損金があり、依然として債務超過の状態が続いています。ゴルフ場事業において今後大

幅な収益の増加は見込み難く、また、単独での営業努力等による早期解消も困難であると考えられるため、主要な出資者である姫路市及び姫路市まちづくり振興機構と協議の上、年次計画を策定し、債務超過解消に向けた具体的な対策を実施するよう要望します。